

成澤寛経

『百合ささめごと』の世界

古文書学習会「山なみ」

上田市立図書館

百合花

目次

刊行のことば	一
『百合ささめごと』の世界	三
尾崎行也	
江戸時代・上田城下町の生活	
凡例	一八
『百合ささめごと』解説文	一九

刊行のことば

この度、成澤寛経^{ひろつね}の代表的な著作である『百合ささめごと』を刊行する運びとなりました。

上田市立図書館には、「花月文庫」をはじめ「藤廬^{とうろう}文庫」「花春文庫」等の特殊コレクションが数多く收藏、保存されております。これらは、江戸庶民文化や郷土史研究の貴重な宝庫としてよく知られており、毎年多くの研究者が調査研究に訪れております。

上田市立図書館は、これらの貴重なコレクションを永く保存するとともに、その内容を広く市民に紹介しその利用に資していくために、数年前から貴重資料紹介展を開催してきております。これまでに、平成八年の飯島家からの寄贈書籍を紹介した「嬉笑^{きしょう}文庫お披露目展」、平成十一年には上田市制八十周年記念事業の一つとして、貴重資料紹介展「上田にみる元禄時代」等を開催してきました。

そしてこの度、貴重資料紹介展「地域の文化人・成澤寛経『百合ささめごと』の世界」を開催するとともに、これを機に成澤寛経著『百合ささめごと』を初めて解説・刊行し、広く市民に紹介するものです。

現在刊行中の「上田市誌」には、新しい多くの歴史研究の成果が盛り込まれております。

一方、上田小県地方の郷土史研究は、その原典の一つ上野尚志^{たかもと}著『信濃国小県郡年表』にまで遡ることができます。そして、『信濃国小県郡年表』に少なからず引用され、また、上田小県地方の郷土史研究の根本資料になっているのが成澤寛経著『百合ささめごと』であると言われます。このように『百合ささめごと』の存在は以前から歴史家の間では知られており高い評価を得ていたにもかかわらず、何故かこれまで刊行されることなく、その内容が広く紹介されることはありませんでした。

この度『百合ささめごと』の解説・刊行は、その意味からも大変意義あることと言えます。

この解読・刊行は、上田市誌編纂委員の尾崎行也氏及び氏が専任講師として指導する古文書学習会「山なみ」（代表・宮島かつ子氏）によりなされました。「山なみ」は古文書解読の学習を深め、上田市立図書館が所蔵する貴重資料の多くを解読、筆写し広く市民に提供する活動をしており、お陰で、多くの利用者が難解な古文書資料を平易に読解できる恩恵を被っているのです。

生涯学習社会が進展する中、上田市立図書館は「市民参加型図書館づくり」を標榜しておりますが、楽しみながら学習を深め自己を表現し社会に貢献している「山なみ」の活動は特筆すべきものです。

この度の刊行は、これらの関係各位によるご労苦によりなされたものです。記して深く感謝の意を表します。

平成十四年三月一日

上田市立図書館長 宮下明彦

『百合ささめごと』の世界

―江戸時代・上田城下町の生活―

尾崎 行也

はじめに

成澤寛経著『百合ささめごと』は、現在上田市立図書館所蔵の花月文庫のなかに収められている。同図書館に開設されている古文書学習会「山なみ」は、古文書解読の学習を深めるとともに、同館所蔵の古文書あるいは古書をも取り上げ、これを解読・筆写して、広く市民に提供する活動も続けている。その一環として平成十三年（二〇〇一）度には『百合ささめごと』の解読を試みた。

成澤寛経の著書に『百合ささめごと』のあることは、『上田市史』下巻（藤沢直枝、昭和一五年刊）「人物誌」の「成澤寛経」項にも記されている。この写本は『上田市史』編纂資料のうち認められるが（上田市立図書館蔵）、これまでに刊行されることはなかった。それにもかかわらずその存在は一部有識者の間で知られていて、上野尚志『信濃国小県郡年表』（明治一七年自序、昭和二四年刊、同五四年復刻）には「原町古老筆記云」あるいは単に「古老筆記云」として、しばしば引用されている。これは『小県郡史』（小山真夫、大正一一年刊）でも

踏襲されていて、近代を迎えた上田小県地方における郷土史研究の基礎的史料の一つとして、既に一定の評価を得ていたことが分る。それにもかかわらず『百合ささめごと』そのものが取り上げられ、その内容全体が紹介されることはなかった。

それぞれの地域における歴史研究は、時代とともに視点を変えていく。かつては軍事や政治に中心が置かれ、武将や政治家をもつて歴史が語られた。それが社会・経済に重点が移り、さらに庶民の生活を通して歴史を見直そうという動きが強まっている。ところが庶民の生活が記録されることは大変少ない。それ故に隣接する佐久地方では、八満村（小諸市）の小林四郎左衛門（一七九三―一八八〇）が安政四年（一八五七）にまとめた衣食住などの思い出の記「きりもぐさ」（『北佐久郡志資料集』所収）が重視され、繰返し引用されている。ところが上田小県地方では、これまでそれに相当する著作は知られていなかった。それは『百合ささめごと』が刊行されなかった、ということでもある。今回上田市立図書館の貴重資料紹介展として『百合ささめごと』が取り上げられ、それに「山なみ」が参加・協力して『百合ささめごと』の解読・刊行がなされることになったのは、地域にとって誠に意義深いと考える。

一、成澤寛経略歴

『百合ささめごと』の著者成澤寛経は、上田城下原町の老舗萬屋よろずやの主人であった。原町・萬屋成澤家の系譜についてみてお

くことにする。

No	諱	幼名	通称	雅号	没年	墓	妻	墓
8	寛和		治左衛門	寛文二年				
7	和道		七郎左衛門	慶安元年				
6	道義		次郎	寛永一八年				
5	時道		小太郎	元和三年				
4	廣時		以太郎	文禄四年				
3	廣則		太郎	天正八年				
2	廣紹		佐近太郎	永禄八年				
1	道休		越前守	天文一六年				
No	諱	幼名	通称	雅号	没年	墓	妻	墓
15	寛禮	駒之助	金兵衛		慶応元年	○		
14	寛經	作十	七郎左衛門	百合舎	慶応四年	○	先あい(斎藤氏) 後みね(小林氏)	
13	寛満	太吉	金兵衛	其井	天保五年	○		
12	寛致	金弥	七郎左衛門	雲帯	文政七年	○		
11	寛備		金兵衛		安永五年	○	ふき (上田原山浦氏)	○
10	置能		七郎左衛門		元文四年	○		
9	寛利		七郎左衛門		元禄六年			

(○印、墓碑、横町日輪寺にあり) (泉九子氏教示)

成澤
このうち金兵衛(寛備)以降について系図を示すと、ほぼ次のようになる。



(成沢玲子氏原図による)

半の紙面をとり、「信州上田原町、萬屋金兵衛」として、姓は「成澤」であることを示し、取扱っているのは「呉服太物類」

で、とりわけ「上田嶋・紬島・白紬」といった「当所産物類品々」を広告し、商標の「地紙に万の字」を紺地白抜きで掲げている。因に、本書のなかで二色刷になっているのは上田の萬屋だけである。この萬屋金兵衛は、成澤金兵衛寛満であつたとみられる。

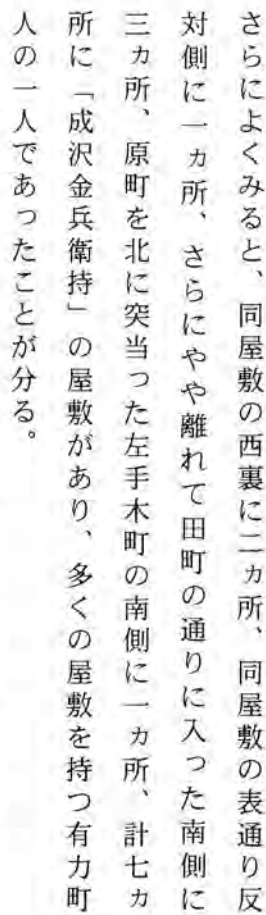


図2 上田原町 萬屋金兵衛の広告



- 5 -

次に萬屋金右衛門についてみるなら、「信州上田原町、出店、萬屋金右衛門」として、二ページという最大の紙面をとり、これも同じく「呉服太物類」を商い、「上田嶋・紬嶋・白紬其外当所産物類」を「吟味仕、取分下直に奉差上候」と宣伝に務めている。デザインは全体として、本店に相当する萬屋金兵衛のものと類似している。この金右衛門を称する人物を、成澤氏家系図のなかに見出し得ないでいる。いずれにせよ原町の萬屋二軒は、化政期の頃（一九世紀初め）呉服・太物商であつたことが明らかにするし、地域の特産品である上田縞（平絹）や紬縞・白紬（上田紬）を扱っていたこともよく分る。

図3 上田原町 出店萬屋金右衛門の広告



（解説）これも暖簾を中心に、それへ看板を添える構成になっている。「現金正札」とか「取分下直（値）=奉差上候」など、営業上の店の方針を示しているところに特徴がある。

原町の萬屋・成澤家が代々同町の有力商人であつたことは以上からもうかがえるが、文化面で知られるようになったのは、上田藩士の子で俳諧師として著名な加舎白雄（春秋庵、寛政三年没、年五四）の門弟となり、上田の俳諧の中心にあつた七郎左衛門寛致で、俳号を雲帯（うんたい）という。雲帯は交遊が広く、当時の文人らにも知られていた。元文四年（一七三九）に生まれ、文政七年（一八二四）に八六歳で没している。寛致（雲帯）のあとを継いだのは、上田海野町斎藤嘉左衛門延孝の三男太吉で、成澤家に入つて金兵衛を襲名し、諱を寛満（いみな）といった。其井という雅号をもっていたことから、俳諧などを嗜んだものと考えられるが、その作品は知られていない。宝暦一二年（一七六二）生まれ、天保五年（一八三四）七三歳で没した。この金兵衛寛満の子として生まれたのが七郎左衛門寛経である（以下、寛経と記す）。寛経は寛政九年（一七九七）に生まれ、百合舎（ゆりのや）は号で、幼名を作十といった。文化三年（一八〇六）に作十が作った小型手帳『草稿』が残されている（図4参照）。その内容をみると「いろは」、「商売往来」の一部、「日本国尽」などで、この内の「日本国尽」はただ国名を列記するのではなく、例えば「信濃、信州十郡」とあつて、寺子屋の学習を再録しただけのものではないことが分る。



図4 作十の「草稿」

上、裏表紙、署名がある。
付箋は後人のもの。
中、表紙、「草稿」とある。
下、内容の一部

(成澤宇一郎氏所蔵)

述数篇も加えられていて、桐山を敬愛していたこともうかがえる(図5)。屋敷内にあった雲帯時代の一室指峰楼では国学を講義し、丸山徳五郎(梅夫)や斎藤養斎(科野東一郎)らが加わったともいわれている。



図5
右は「百合雑記」の表紙。
中は、斎昭の「弘道館記」。
下は、桐山の「水災」後半
と「地震紀事」の前半。

(成澤宇一郎氏所蔵)

若いときに家督を相続したというが、文政四年、父寛満六〇歳のときに寛経は二五歳であつたから、その頃のことであろうか。家業の関係で京都や江戸に赴くことが多く、この折に著名人を訪れ、大いに啓発されたという。それだけではなく祖父寛致(雲帯)も健在であつたから、その影響も大きかったといえよう。歴史や古典に関心を持ち、高野山蓮花定院文書の研究を試みている。水戸学には特に強い関心を懷き、会沢正志斎(水戸藩士、儒者)の『新論』を松代藩士鎌原桐山が記述すると、これを入手して書写したという。寛経の書写・編纂した『百合雑記』には、水戸藩士徳川斎昭の「弘道館記」撰文や「偕楽園記」自撰文がみられ、水戸学への傾倒が分るし、鎌原桐山の著

寛経が雅楽にも関心を寄せていたことを泉允子氏から御教示いただいた。元治元年(一八六四)九月二八日付の東儀伊勢守頼玄から成澤金兵衛宛の書簡が残されていて、中元祝儀の金五〇足(金二朱)に合わせて入門料金一二五疋(金一分一朱)を受け取ったこと、「許容之譜面」を進上することが記されている。また『高麗曲假名譜』があつて、末尾に「慶応元年丑后五月、東儀伊勢守頼玄印(印文、頼玄)」と記されていて、実際に譜面が送られていたことも分った(図6)。

図6 東儀伊勢守の書状及び「高麗曲假名譜」



(成澤宇一郎氏所蔵)

寛經の業績として知られているのは、『大塔物語』を自費出版したことである。『大塔物語』は、応永七年(一四〇〇)七月信濃守護小笠原長秀と信濃各地の豪族連合軍が更級郡の大塔(長野市篠ノ井)で合戦に及んだときの物語である。寛經はこれを下諏訪神社の神官今井藏人(信古)の蔵書から発見し、上田領塩尻村(上田市)の原良平(昌言)と協力して解読した。これを嘉永四年(一八五二)江戸の書林英大助で開板し、試刷(試作本)は上田に届けられたが、この出版に先立って上田藩の許可を得なかつたことが問題となり、同年六月寛經は改めて弁明の口上書を藩に提出した。このとき寛經は祖父雲帯が収集した古鈴と古鏡の模写を各一帖とし、書名を『尚古図譜』として京都

の書林城戸市右衛門から刊行したい旨も添えている。しかし藩はこの口上書を採用せず、『尚古図譜』の開板も断念せざるを得なかつた(図7・8)。

図7



『大塔物語』色紙と表紙
(上田市立博物館蔵)

図8



『尚古図譜』稿本・表紙と
内容の一部
(上田市立博物館蔵)

これ以前寛經は家督を子の金兵衛寛禮に譲り、上田城下横町宗咩寺境内に隠居所を設けて学問に専念していたが、慶応元年(一八六五)に嗣子寛禮が没し、しかも家業不振となったため、再び原町の店舗萬屋に入った。しかし三年後の慶応四年正月一日病気のため没した。年七二、横町日輪寺の成澤家墓地には墓碑があり、これに権田直助が撰した墓誌が刻まれている(写1)。



二、成澤寛経編著書類

成澤寛経の編著書として知られているものは、次の通りである。

- | | | |
|----|----------------------|-------|
| 1 | 小県志略 | |
| 2 | 大塔物語（嘉永四年開板） | 〔博物館〕 |
| 3 | 尚古図譜（開板計画のみ） | 〔博物館〕 |
| 4 | 濟世家言 | |
| 5 | 赤城四十六士論（木活字開板） | 〔図書館〕 |
| 6 | 百合叢志（六冊、古文書集） | 〔図書館〕 |
| 7 | 洋船彙事（七九冊、外国船渡来関係書集録） | |
| 8 | 百合之葉（歌集） | |
| 9 | 上田の早苗 | 〔図書館〕 |
| 10 | 百合ささめごと | 〔図書館〕 |

〔 〕内は所蔵先、いずれも上田市立

図9 「流行わらひのたね」



（成澤宇一郎氏所蔵）

『大塔物語』と『尚古図譜』については前述の通りである。『赤城四十六士論』は赤穂浪士を論じたもので、晩年木活字で印刷し、篤志者に頒けたという。『百合之葉』について、前掲墓誌には『早百合乃葉』とあり、自選和歌集となっている。『百合叢志』は鎌倉時代から江戸初期までの信濃の古文書を集めたもので、これに編者としての見解などを加えたものという。『洋船彙事』は嘉永期以降の外交問題に関心を寄せて、関係する見聞を収録したものであるが、水戸学の主張する尊王攘夷論の影響といえよう。『上田市史』人物篇では「凡百十余卷」としているが、その全容は明らかでない。成澤家蔵書のうちにみられる渡辺登（華山）『慎機論』、屠龍居士（大橋訥庵）『隣疵臆議』、紀親成『安政御遷幸物語 全』などの写本は、その一部であろうか。また同家所蔵資料のうちに木版一枚刷の「泰平安民、大日本国々御固附」や「流行わらひのたね」（図9）などがあり、寛経が当時の社会情勢に強い関心を寄せ、関係の諸資料収集に心掛けていたことをうかがわせる。

上段右側から

「およしよ、とうぶつミせ」

「いゝ人だねへ、ちつのあるらう人」

「はやくしておくれよ、しよしきのねさげ」

「にくらしいい、けこうい」

などとあり、浪人の評価が高い

『上田之早苗』は地域に関わる古記録や伝承を収集、編述したもので、原本の所在不明が惜まれる。なおそれ以外は、『百合ささめごと』を除いて内容は明らかにされていない。

三、『百合ささめごと』

寛経の編著書のうち『百合ささめごと』は、寛経が地元のことについての見聞を思い出すままに記したもので、他のものとは趣を異にする。それは主義・主張を述べたものではなく、還暦を迎えた寛経が、祖父雲帯の「我ら幼年の時より思ひ見れば、ここの様、たがひにたかひたれ、そを見るへく思ふ」という言葉を思い出し、地域にかかわる遠き昔の有様を子孫のために書き残そうとしたものである。

『百合ささめごと』は、寛経自序により、安政三年（一八五六）八月にまとめたものであることが分る。書名のうち「百合」は、寛経の雅号「百合舎」からとったもので、前述の編著書類などのなかにも「百合」を冠した書名が三点認められる。「ささめごと」については、自序の部分で「呬言」と記しているが、「呬」は「囁」の略字体のつもりで用いたのではなからうか。あるいは「聾」と同じと考えたのであろうか。「聾」と「囁」には「ささやく」という訓みがある。ところで室町中期の連歌作者で歌人の心敬に、代表作として『ささめごと』（連歌論言）があり、さらに『老のくりごと』もある。寛経はこれらの書物

を知っていたのではなからうか。「百合」すなわち寛経の、見聞したことを、大したことではないので声をひそめて語る、すなわち「ささめごと」ということであろう。「ささめごと」か「ささめごと」かは極めかねるが、後者が訓んで自然ではある。『百合ささめごと』には目次が付けられていないし、見出しもない。その内容一覧するための便宜を考えて別記のような「内容概略」を作成した。表紙を別にしてわずかに二五丁であるが、その内容は多岐にわたる。これを大まかに分けてみると、

- 上田城・城主・屋形
- 城下町・町屋敷年貢・伝馬・戸口・市場
- 信仰・祇園祭礼
- 衣食住・風俗
- その他

となる。以下それらの内容の一端に触れてみることにする。
〔上田城創建〕 上田築城の時期について、高野山蓮花定院の天正八年三月九日付真田昌幸文言を引用し、天正一一年説を支持している。またこれについては『上田早苗』に記してあるとして自著をあげている。いずれにせよ真摯な学問的姿勢を知ることができる。

〔牢屋入口〕 牢屋への通路は、叶屋清右衛門屋敷で元善太というものが所持していたが、今は民之助（蔦屋）と孫右衛門（笹屋）の間にあり、牢奉行仙石家臣間中と左衛門という人が「黒はばき十二人を領し」ていた時期の通行口である、として

いる。上田城下の牢屋は原町中程の西裏、七軒町の突当りにあつたが、通路が変つたという記録はみたことがなかった。文化一三年の原町屋敷割図（図1）でみると、原町西側の蔦屋民之助と笹屋孫右衛門の間に牢屋への通路が記されているが、それより南寄りの叶屋万次郎と伊藤源右衛門の境に小路のようなものが認められる。また間中と左衛門は仙石政明家中分限帳に初三〇俵三人扶持の中級家臣として認められ、同分限帳に「会所黒行纏、小頭大森平助、人数十七人（下略）」も記されている。「行纏」は「はばき」と訓み、後の脚絆きんぱんに相当する。黒い色の行纏は何を象徴していたのであろうか。いずれにせよこの伝承は、失なわれかけた事実を思い起こし、今に伝えることになった。

「仙石期町奉行」 仙石氏時代の上田藩では町奉行が二人いて、町手代はいなかった。そのため問屋から奉行に直接連絡し、奉行も折々問屋にやってきた。町年寄は五日ごとに奉行所へ行って用事を聞くことになっていたので、年寄役には六人が任命されていた。この点について元禄期の原町問屋日記をみると、ほぼ事実であることがうかがえる。

「髪結」 雲帯が子供の頃、その父親（金兵衛寛備）が藩の用事で加州金沢へ行つたとき、そこで流行している伽羅きやらの油を持ってきて、「これはにれ（髪）に替（かわ）て髪（髪）につくる物なり」と説明したので、みな珍しがった。その頃は、磁器や銅製で打出模様が（付）あり内側が朱漆（しやうしき）になつてゐる鬘水盥（びんみずたんい）というものがあつて、これ

に水を入れ櫛（くし）の根を浸しておいて、櫛の齒に付けて髪を結つていたものであつたという。さらに山里にゆけば、門口に塩水をした櫛（くし）（わらしべ）と櫛を提（さ）げておき、毎朝野山に出てゆくとき、櫛で髪を梳（くし）り、櫛で結つたものであつたという。寛経が思ひ出すのは大日向（旧長村、現真田町）の常八という男で、いつも芋縄（おなわ）（麻縄）で髪を束ね馬を曳いてきたが、一四、五年も前（天保末）に死んでしまった。文化の頃（二九世紀始め）までは、洗馬（真田町）からくる大方の人は「指物（さしもの）」と呼ばれる「つゞれ」の刺したものを着てきたが、今（安政期）は全く見なくなつてしまつた。

髪結所（床場）は寛経の若い頃（文化期）まで原町にはなくて、海野町から髪結がきていた。雲帯の話では、昔は髪結というものもなく、御用通（ごようつう）などで許可があると、鍛冶町に髪結が一人いて、上野砥（こうすげ）（上州産の砥石）の籠（かご）に剃刀・砥石・櫛を入れてやってきたという。また父寛満のいうことには、若い頃には皆お互いに髪結・月代（さかやき）はしあつたもので、髪結に髪を結つてもらうと人並でないように言われたとのことである。今では在の山里まで村ごとに髪結所はある。天保の改革では村方の髪結所は嚴重に禁止されたが、今ではまた元通りになつてしまつたと聞いている、とある。

この髪結の部分は、『百合ささめごと』のうちのあちこちに記されていて、ここではそれをまとめて紹介したが、近世前期から中期、そして後期へと変化する様子がよく集められていて、

図10 小松屋和右衛門の店先、看板に伽羅之油。



貴重な記録といえる。伽羅の油が上田でも一般化する実態は、『諸国道中商人鑑』にみられる(図10)。

〔市場〕 年の暮の市について、父寛満の話では、非常な混雑で、横丁(西の横町、境町ともいう、原町と海野町の間)を通り抜けることはできず、原町に向つて人込みの中に立つてしていると、順々に押されて行くとはなしに出ていつてしまう。海野町へ行くときも同じことであつた、という。寛経の幼ない時も、それ程ではないが、自分が思う通りに歩くことはできなかったと覚えてい

る。しかし近頃(安政期)では、そのような混雑はさらにない。

暮の市には、上田藩の足軽衆の妻などが綿帽子をかぶり、花足袋というものを売っていた、と老人(雲帯か)は言っていた。花足袋というのは、茜木綿あかねもめんあるいは黄色や黒の小足袋に白糸で模様を指し縫ったものであるが、近頃まで見かけたものの、今では見えなくなってしまった。

松本でできた半弓や羽子板を、町の子供たちが戸板の上に並べて「半弓・羽子板・まけてやるぞや」といつて売っていたのは文化・文政の頃までだったろうか。今はみななくなってしまう。半弓というのは、長さ三尺ばかり(約九一cm)、巾一寸ばかり(約三cm)の竹をちよつと削つたものに、胡粉・墨・蘇芳

などを色どつたもので、弓とは見えないようなものであつた。羽子板は大小あつて、表は内裏雛のような人形が指し向いで摺り込まれていて、裏は小紋の地に大黒天があつたように思う。今は破魔弓はまゆみも美を尽したものだし、羽子板は江戸羽子板とか京羽子板といつて、桐板に絵を描いたものや押絵のあるものなど綺麗になつてい

る。祖父雲帯の言うには、幼年のころ七月一四日(旧暦)の大手先の朝市に若い衆が甚吉じんきち(「銭賤布の事」、陣吉)をかたげて行くのについていつたが、大変賑やかで、盆棚ぼんだなの用(七月の魂祭りに作る棚へ飾る品々)はここで全て済ますことができた。寛経の幼いときには、この市もあるかないかのように廃れてしまったように覚えてい

る。ところが安政の始め頃に復活し、宵から朝にかけて開かれるほど賑やかになつたというが、自分はまだみていない。この部分も興味深い記録である。まず暮の市の賑いが、次第にそれ程ではなくなつてゆく様子が示されている。これは物品購入が次第に日常化したことを示し、貨幣経済の浸透を物語っている。重要なのは、上田藩の足軽の女房たちが内職として花足袋というものを作つて、暮の市に売つていたということである。足軽の生活実態の一端がうかがえる。ところで女房たちは何故綿帽子をかぶつたのか。単なる暖房用とは思われず、一種の身分隠しではな

らうか。半弓・羽子板が松本から送られてきて、町の子供が売つたと

いう記録も重要である。松本との交易を語り、商家の子供たちの実地学習の風習を告げている。それが化政期頃までで廃り、その後（天保期ということになる）は破魔弓と江戸や京の羽子板になったという。羽子板の一部は押絵であったと記録されており、松本の押絵雛の発生および流布を考えさせて、興味尽きない。

盆の市についても栄枯・復活があること、「甚吉」がみられることなど、全体として短い記録であるが、引き出せるものは大きい。

『百合ささめごと』内容概略

本書には目次がない。また内容は、思い出すままに記されていて、見出もない。ここではその内容の概略を示すため、見出を付けて整理し、合せて索引の代りにすることとした。

見出には整理のため1～32の番号を冠した。

見出のうち内容が多様なものは・を付し、小見出を示した。

見出には本書の頁数を示した。

同じ話題が繰返えされているときは、一部・二部と付して、関連のあることを分るようにした。

1 「叫言序」	19
2 「上田城創建之事」	19
・常田・房山の獅子踊	
・尼ヶ渕の城（異称）	
・願行寺など旧跡	
・笠町―第一部―	
・牢屋・黒はばき	
3 城下町	22
・海野町・堺町・横町	
・常田・土橋・柳町	
4 秋和の旧地	22
5 町屋敷年貢	22
6 伝馬・伝馬屋敷	22
7 城主変遷	24
8 藩主屋形焼失	25
9 下常田新池	25
10 田町浄念寺	25
11 仙石期町奉行	25
12 母の嫁入	25
13 節振舞	25
14 伽羅の油	26
・髪結	
・指物	

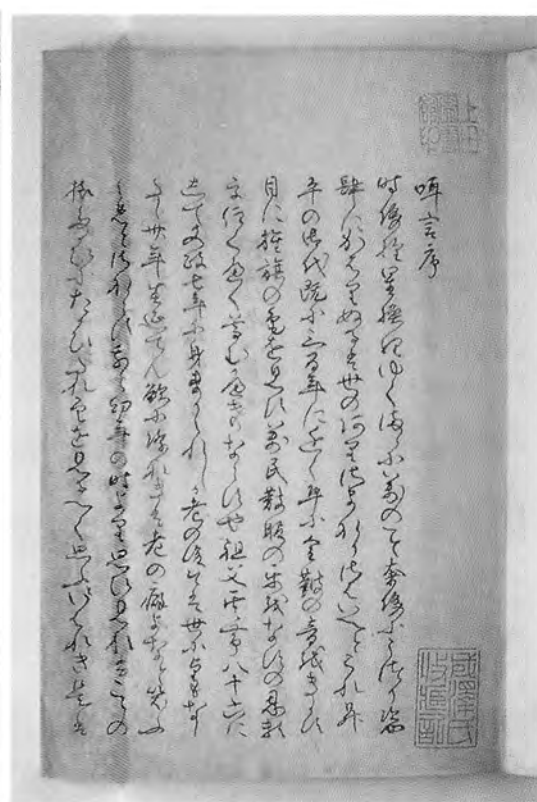
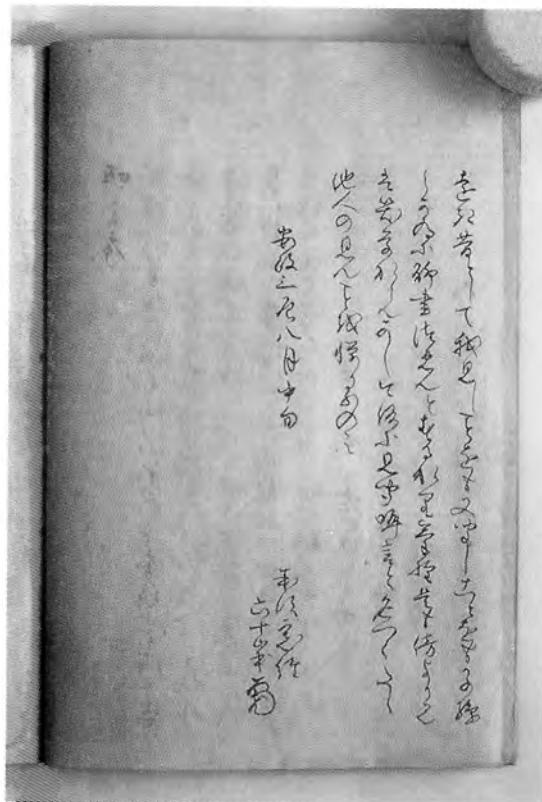
15 洗湯	27
16 祇園祭礼	27
・笠鉾	
・小供狂言	
・附屋台	
・二枚舞台	
・若者仲間揃羽折	
・常田・房山のだし	
・提燈・高張	
・祭礼の帷子	
・ねり仕掛	
17 衣服	30
・帯	
・婦人の衣服	
・結納	
18 祐玄の話―第一部―	31
・紗綾の帯―第一部―	
19 奈良屋吉右衛門の話	31
・弁天前の長屋火事	
・河原の桑	
・鴨池の古木	
20 御所村忠吉の話	31
・新四国霊場	

	・奏喰	
	・赤角豆めし	
21	祐玄の話―第二部―	32
	・祐玄の履歴	
	・紗綾の帯―第二部―	
22	御本絹縞	32
23	加賀笠	32
	・笠町―第二部―	
24	享保一七年町方戸口	32
25	秋葉宮	33
	・普請・遷宮	
	・道の縄張	
26	墓石	33
	・五輪の販売	
	・赤き紙の六字名号	
27	年の暮の市―第一部―	33
	・混雑の様子	
28	盆の朝市	34
29	暮の市―第二部―	34
	・花たび	
	・半弓・羽子板	
30	小諸の繁花	34
31	浦野の市	34

32	横町市郎のこと	34
	・ねり物・雛拵え	
	・髪月代ゆい	
	・ねだ・雪隠の戸	
	・山神講	
	・市郎の没年	



『百合ささめごと』表紙



序文

凡 例

- 一 漢字は原則として当用漢字を用い、読みにくい漢字には（ ）内にルビを付けた。
- 二 変体仮名は、ひらがなに直した。
- 三 旧かなづかいは、そのままにした。
- 四 片仮名はそのままにしたが、例外として副詞の「二」は「に」にした。
- 五 踊り字「ゝ」「く」などは使わず、くりかえし書き加えた。
- 六 便宜、句読点「、」並列点「・」を付けた。
- 七 必要に応じて濁点をつけた。
- 八 割書は、「」の中に一行に書き直し右肩に（割書）と注記した。
- 九 難しい語句に付けた註は、後へまとめた。

『百合ささめごと』解説文

(表紙)
「百合ささめごと」

唄言序

時移り星換りゆくまに、万(よろず)のこと奢侈(しゃし)にうつり恣肆(しし)にかはりぬるは、世のありさまなり、さはいへど、これ昇平(しやうへい)の御代既に三百年に近く、耳に金鼓の音をきかず、目に旌旗(せいき)の色を見ず、万民鼓腹の樂をなすの恩頼を仰ぐべく尊むべきならずや、祖父雲帶(うんたい)八十六にして、文政七年に身まかれしが、老の後今は世に望もなし、ただ卅年生延てん欲に際なきは、老の癖(くせ)など笑ふらめど、さならず、我ら幼年の時より思ひ見れば、ここの様たがひにたがひたれ、そを見るべく思ふといはれき、是は遠き昔として我見しことをも又聞しことをも、子孫らが為に聊書(いささか)つけんとするなりけり、是も傍より見ば笑草ならんかし、今仮に見聞唄言と名づく、ただ他人の見んことを憚るのみ、

安政三辰八月中旬

成沢寛経(7)

六十歳花押(8)

上田城創建の事、或は永禄元年山本勘助縄張、あるひは天文年中一徳斎居城を上田にうつし真田源太左衛門縄張といひ、或は天正十四年安房守昌幸縄張といふ、皆取べからず、

一故家秘録に天正十一年癸未歳、真田安房守昌幸侯自分縄張有て、同十二年町割夫々沙汰有て成就すと、此節尤以可(しょうすべし)證、

高野山蓮花定院古文書に、天正八年庚辰三月九日、真田房州侯證書あり、其文にいはく、

真田郷之貴賤、於高野山宿坊之儀、如前々可為貴院候、恐々敬白、とありて御名御花押あり、これに依可考、天文永祿に上田に居城せられたらんに、此時真田一郷をさるべきや、當時真田郷に閑居せられたる言をまたずしてしるる、これらの沙汰、上田早苗につばらに書おければ、むかひ見るべし、

上にいへるは、当今の城より西、今松立の所、蓮池など旧地也、今時も捨曲輪捨堀の名をとどむ、此城、慶長五年石田発乱(はつらん)関ヶ原の時、真田安房守昌幸・左衛門佐信繁(前書)「又幸村」御父子高野山麓久度山に蟄居の時、城城破却、武器は当国諸大名へ配被下、今松代の御先祖真田伊豆守信幸(前書)「又信之」侯新に上田を賜はらる、されども城はなかりしなり、元和八年壬戌十二月、仙石兵部少輔忠政侯上田に移られ、真田家は松代に転ぜらる、此後に至て仙石侯の願に依て、元和九年細川越中守忠興入道三斎の縄張を乞、翌十年より土木の功を初めらる、其後今の外曲輪を付られ町割も替はれりと言、其時寺院などをも引移されたりとなり、

此城築るの時、両村獅子踊は初まれり、さればこそ常田獅子踊の手を付たりと言、片岡助兵衛墓、慶安元戊子八月十九日悟岳宗入禪定門、と見えたるが墓所石神(前書)「シヤクジ」にあり、村人常に唱ふる所なり、これを以て永祿天正(前書)獅子を踊れりなど言無稽を破るべし、

尼ヶ渚の城といへるは、壘下に尼ヶ渚あればいふなり、往昔は千曲川の急流ここを流れつれども、寛保二戊満水に城堡を損ずる故、堀村にべ切を築れたれば、今千曲川と隔たれども、なほ沼となりて其名をとどむ、

松尾城とも言は、真田村松尾城を移されたるよりしかもいふといへり、さも有ぬべし、

伊勢崎城ともいふことは、伊勢山戸石城より言うつすとも、又新屋村矢鼻山を伊勢崎というなど、里人の説もあれど、未だげにとおぼゆる明説をきかず、尚尋ぬべし、

往古大手御番所裏通に願行寺有之とも申、又鷹匠町勝俣様御屋敷とも申、(加筆)「勝俣氏切通ナリ」

此屋敷は西側北の端なり、実さも有しとや、其近辺にて五輪を掘出す事折々有とぞ、勝俣氏向正木氏表塀の

敷石の長く見ゆるは石棺なる由、山田篁軒先生の語も有し、

又鷹匠町より八軒町辺、月窓寺旧跡なりともいへり、願行寺は旧地今も海野新田に有て、寺に年貢を収むといへり、大手松平様御屋敷、願行寺跡とも言、今も土手に建たる古物石燈籠の顕したる六地藏尊は、其余波也ともいへり、此尊靈顕あらたなりときけり、

大手、昔は堀無之、松立の所ささや九郎左衛門旧地といへり、御堀のあたりに笠町と申有之、

此笠町といひしは、笠縫有し故なりとぞ、今も其笠縫の後胤なりと、あわめいふ人もあり、と慥に聞り、此笠町有しも、寛永初年御城縄張の時移されたりや、片羽町にてなどあるは、真田侯の時なり、何れなる事を弁へず、

田町に笠屋敷と唱て「五軒有」今通行の付人を当るあり、是も笠縫の居し家にや尋ぬべし、

「此笠屋敷は売買も下直なりと、又大罪の者ありて江戸(より)が其懸りの来る時は、笠屋敷に止宿さすると言」、

又松原と言所辺に「松原とは、北の御堀西側片側なる所をいふ」秋わ村が伊勢宮引移すと、

牢屋入口は、叶屋清右衛門屋敷、元善太と申者持居、間口貳間外壱間程の所、牢屋通ひ道のよし、「源七・清右衛門間、今上町・中町と唱境」、

大手北御堀東岸に道ありて、御家中通用は其所を通りしなり、享保十五庚午年大火の節迄は、蔵もなき趣、小松屋和右衛門裏より牢屋へ道有之、科人(など)扨通行、

御堀東岸追々蔵・物置建出し、今は凡御堀を境とす、小松屋和右衛門の地、近頃迄本のままなりしが、廿年にも成べからんか、願て御堀際迄塀を建たり、今も可見顕證なり、

今の牢屋「民之助・孫右衛門間」通用口は、牢奉行「仙石家臣」間中(後輩)与左衛門と言人、黒はばき十二人を領し住居たる節の通用口なり、いつの頃ここに移しけん、追てたづぬべし、

海野町立初八、九軒の節はおもひおもひ南側にて日請よき方に口を明、往来の方口無之家も御座候由、堺町、当時肴屋多く有之処は家屋敷裏に候へば、雪隠杯有之由、

或^(あるいは)御家中人の説に、出石^(いしず)より小荷駄馬を曳来たるも多くて、失^(うしな)を彼処に捨てれば、其頃馬捨場といひしと、横町は、当今堀村杯の様子にて、小窓かわらぢ・杖提置し由、

常田は河原に有之、其後当時の処へ引申候由、時代追て尋ねしるすべし、

土橋角^(割書)「房山へ曲ル」に、大きな六角の井桁有之、宝暦年中迄ありし様覚ゆ、

柳町は芝間にて道三筋有之、柳西の川端に処々有しよし、蛭沢のながれも紺屋町南側の裏へ流る、^(割書)「今瀧兵衛裏の所は葭原といへり」、

天保十三寅六月十日洪水の時、旧川筋水押入て顕然たりとぞ、実に今も川筋と見ゆる処通りてあり、玄佐山へ出ると覚、

秋和村役人物語、真田様御代は今の村地にあらず、南方に有しを、御城出来に付往来へ家建可致屋敷年貢御免被下趣にて引越、農業いたし来候処、仙石様御代は御沙汰なかりしが、^(原)当御上^(原)が篠恵又右衛門様御調にて屋敷年貢被仰付、又右衛門様御書付も出候由、常田も此同様の振合なるべく覚ゆ、宝永三年丙辰年也、

此時、鍛冶町・紺屋町・東西田町屋敷年貢於御会所山本市右衛門様仰渡さる、此外踏入・常田・房山・山口・西脇・鎌原・新町・生塚・諏方部・秋和・小泉・保野・別処・吉田新田屋敷同断被仰付、鍛冶町鍛冶役、紺屋町染役何れも御免、但し田町は御訴訟申御聞済に相成、

元文二丁巳正月廿六日、柳町へ御伝馬被仰付候、

寛政五癸丑年、町御奉行村上左兵衛様書上

馬廿五疋 囲馬八疋 馬代耆疋に付金三両宛

両町家数貳百八拾三軒 小間千四百拾三間三尺五寸七分

内御伝馬屋敷 海野町・横町

百拾五軒 小間五百八拾六間四尺壹寸七分

附人屋敷 横町

五軒 小間貳拾貳間貳尺九寸五分

肝煎屋鋪 海野町

貳軒 小間七間三尺五寸五分

御本陣 貳拾壹間貳尺七寸

原町

御伝馬屋鋪 原町・柳町

百貳拾五軒 小間五百八拾五間三尺八寸

裏町にて人足役屋鋪 田町

貳拾六軒 小間百三拾間五尺七寸

附人屋敷 田町

五軒 小間貳拾壹軒^兩五尺五寸

肝煎屋敷 原町・柳町

三軒 小間拾八間貳尺貳寸

問屋 助右衛門

小間拾八間三尺

御伝馬

海野町四拾八軒

原町 三拾四軒七分五厘

凡兩町老ヶ年

馬老万千六百八拾貳疋

七千貳百六十疋 往来

三千九拾疋 商人荷

寄馬貳千五百疋

(しめて)
老万四千八拾貳疋

人足八千八百五拾人

寄人足貳千五百人

御證文人足千四百人

掃除番 昼夜五千六百六拾四人

町番所九ヶ処

老ヶ年老万貳千七百四拾四人

町々立番貳万千貳百四拾人

夜番九ヶ処^①在明油料凡金八兩程

当城、天正十年壬午真田家城壘を築るるより、慶長五年^(ママ)に及て城破却せられ、武器は当国諸侯に給り、改めて真田伊豆守信幸侯に給る、

元和八年壬戌十二月有台命、真田侯松代に移り、仙石侯從小諸上田に転せらる、宝永三年丙仙石侯但州出石へ御移り、当御領主從出石上田へ御入城、

上田御屋形不殘焼失、享保十五庚戌十二月廿五日、「此年十月八日町方大火」、寛政元年己酉閏六月十四日昼七ツ時過御屋形焼失

元禄年中の御家老中御詰所日記焼失云々、

享保十五庚戌寛政元己酉迄六十年云々、

浅間焼天明三年癸卯

染屋村下常田新池、南北百廿間廻り四百八拾間、人足老万九千人つもり、天明八戊申年

享保廿一丙辰二月廿四日三月十七日迄、田町浄念寺にて四十八夜、寺裏に小屋懸、西国三十三番觀世音札納、凡金八拾六両集り御堂建立、巳六月入仏、

仙石様御代には町御奉行御兩人、町手代と申無之間屋直に申上候、折々問屋へも御奉行御出被成候趣承居、

町年寄五日宛日々御奉行所へ詰、御用筋承候由、夫故六人被仰付候事なりしとぞ、

祖父「雲帶」いへらく、我母の娘入せられし頃は、乗懸馬にのる時は、被を着、縮面のしごき紅・紫・浅黄杯

染分」にてつむりを結び、紫の革足袋をはくこととぞ、「享保中頃也」

同袖合羽を着て通りしに、町のえい衆が通るとて常田あたりにて門に出、見しことありきと、

正月節振舞、必ありし事なり、其時酒肴、田作の煮付人参ひたし物焼味その端に生姜を片ておく、「其頃我家に平八といへる物ありて、小細工出来、落雁の形の如く梅花片喰杯の形してせしを、当家の焼味そは格別なりと客の誉たりしを、給仕に出て覺しといはれし」、されど膳部は却て今よりは町嚙なりしといはれき、

節振舞、昔は家ごとにあることにて、何日は誰、某の日は其処、明日は我方杯、年々日も定まりしときく、

我等幼年の頃も必ある家ありし、其頃は親類並てにはあらざりき、饗もいといと事そぎたる事にて、酒宴は短く、男士は謡又は碁・将基・双六などにて心能打和ぎし事なり、又婦人は酒少し有て、日のうちにも夜喰済て枕を出し、豆熬煎餅いでて老人は枕をとり、若人は琴・三味線弾うたひ、夜更て帰し当今とたがひ、七時には遅くも往しなり、小児迄も必一刀を帶す事なりき、今日暮て振舞に往事の様なりはてしはいかにぞや、年頭・五節句など、凡昼前に往かふ事なりき、遅ければ今頃何に被参たりや杯言込たりしとぞ、

近頃夜に入て門の戸明、何のたれ御祝儀など言捨て、門へ立去などは何事ぞ、

母の言、正月四日は婦人の年始とて、地赤の打懸などきて白昼ありきしが、嚴敷御儉約より止て、夜中に往事になりぬと、^(後集)按、寛政中頃白川侯執政改革の時歟

祖父言、我等幼年の頃親なりしに、御用向にて加州金沢に往れ、事有て歸られたりし節、人々賀に来る、其時珍らしき物彼地に行はるれば持越しとて、伽羅の油を取出し、これはにれに替て髪につくる物なりと言はれしに、人々見聞もせぬ物なれば、珍しかりしと言れき、

此伽羅油練初し此辺にては丸子幸次郎、其後鳴や吉五郎なりとぞ、何つ斗の事なりけん、

昔髪結といふ者なくて、御用通などの免しあれば、鍛冶町に一人髪結ふ者ありて、上野砥の竈に刺刀・砥・櫛等入て来りしと祖父いはれき、

親のいはく、我等ら若きころは、皆あひに髪月代はしたり、其頃たれは髪結にゆはすとて、人并ならぬ様に言れたる人有きと、

或老人の語に、伽羅油用ゆる人の許に、すき片を貰ひに行しとぞ、

其ころは鬢水たらひとて、かかる物の磁器或は銅の打出模様ある、内朱漆にしたるなど有て、夫ににれの根を浸し置、櫛の齒に附ては髪を結しとなり、又山里にては、みご躰塩水をし、櫛と共に門口に提置て、朝ご

と野山に出る時櫛けりり結ながら出し程の事なりとぞ、思ひ出たり、大日向の常八といふ男、馬曳て絶ず来りしが、苧縄にていつも髪は束ね置たりき、今は十四、五年も前にや失せたりけん、

文化の頃迄も、洗馬より来る人は、大方指物「ツツレノサシタルライフ」を着てくれば、洗馬人ならんといへりき、今はおさおさ見当らず、

髪結処、我若かりしころ迄、原町には居らざりき、海野町より来たりし、今は在々山里迄村ごとに有、既に天保の度御改革の時、在々は厳敷停止せられしも、今は元に復したりと聞り、

洗湯、寛政の度に新小路入口右の方「^(割書)今木屋弥左衛門材木置場所」に在しが、する人なくて、⁽³²⁾柘榴口とか言あたり朱に塗たるが朽傾きて、⁽³¹⁾薄き・高かや生茂り、実画にかける化物屋敷の状なりしを、幼児の頃板木よりのぞき見しを、是ぞ湯屋といふ物なりと聞し、其後文化の中頃にや有けん、同じ処左側常楽寺の向ふに出きし、いと珍敷覚えき、今は拾処に近く在端迄有様になれり、

祖父遺記、御祭礼に、町方おけたきと申平手の桶に盆石様に石を組、加羅沈香を焼、女形のかつら懸、⁽³³⁾笠鉾に并出ると、笠鉾といふ物、今は其実を失へりと志摩屋甚右衛門いへり、元は御山舞台に⁽³⁴⁾青龍・白虎の鉾あれば、残れる朱雀・玄武の鉾を建、其下に様々の形容をしたりしに、今は其実を失ひ、下に添たる物ばかりになりたりと言へるはさも有べし、

近頃迄、此笠鉾借屋の者には宛てず、家持の男子なき家に宛つることなりしが、今は借屋にも出さする事になれり、

寛政十一年己未までは、祭礼に小供狂言ありしなり、祖父がいへらく、昔は絹紅又あかね木綿の衣裳又は半切等に、裏は木綿の黒を付たり、夫に真鍮にて切抜し家紋を縫付て⁽³⁵⁾きることなりと、「^(割書)其紋いづこにか有し、見出し置べし」

されば今の役ねりと唱(とな)ふるものも有しかど、形ばかりにて今とはいたく異なり、囃子も後に張出しをして、伊勢山あたりよりやとふに、笛・太鼓位のことにて壹貫文位にて済(す)しとぞ、此邊(わ)に、ある年生の杉の樹をたて、をだ巻三ツ置、糸を繰かけて、三輪山なりとて出したれば、余りなりと沙汰有しと聞、これらにて推(お)はかるべし、

今の附屋台といふもの、綿屋万助(まんとけ)の公時のねりより始しとぞ、其頃より歌もうたひしならん、此屋台、追々華美になり、新をきそひ奇を争て、年々に盛になり、囃子の芸者も江戸より来集ひ、立テうたと唱(へ)ふ来たる程になりしなり、

二枚舞台は、和泉屋甚三郎金鶏鳥の邊より始る歟(別巻)「此時より際立能くなれり、鳥の羽を縮面・朱子等(じゆす)を切てふきし」其後三枚舞台も有し、或は芸者の衣類・袴を揃にし、茶瓶(39)を華やかにして持する様にいたる、

又ねり出るとて、近隣又若者あまた附添ことは、文化の頃迄は、漸近処四、五人位の事なりしに、追々若者仲間揃の羽折にて出る杯言事に成(な)にたり、

我等十三、四の頃なりし、単屋徳兵衛・蔦や八右衛門寄合にて、蛋気楼の役ねり出し時、我等単羽折(ひとえ)なかりし、此頃迄も前髪ある内は、羽折を着る者少なかりき、其已前は前髪有は更に着ざりしと親の語られし、其時、単帰し小紋の木綿羽折すべりに、花色絹少し付たり、夫が人よりいと能くて嬉しかりき、今は木綿の単羽折きる者なく、三、四歳の児より羽折きることとなれり、

常田・房山のだし、今は廿人乃至五十人もかかるあり、我ら覚るまでも、ただ手に棒々持て、休む時は屋祢・屏などにもたせ懸たりし、いまはさらさら無き事になれり、尤いづれも手重になりたり、

さら子供(こ)の笠、昔は紙張なりき、今は絹縮面をはり、殊に色々の意好をなす、中をりとかいふ十四、五の小供、袖なしの割羽折(10)を着、木造の太刀はく者は今も残れり、

邊に揃手拭を配り、屋台の揃挑灯、同高張など、もとは無りしなり、宅前へ献ずる燈籠も、田楽燈籠を思ひ思ひに出せし事なりしを、今は裏町迄揃にそろひて、いと美々敷成にたり、揃挑灯いづれも文政の末頃始りしか可尋、

昔は御祭礼多分五月節句なりしかば、何れも帷子⁽⁴⁾の用意はありしかど、袷綿入紋付なきも有るにより、御祭礼はいつも帷子と申合せたりとぞ、一年上の禍事によりて、霜月ありし時、綿入の上に帷子を襲^(かさね)しとぞ、在より出る見物人にも、上田の御祭礼は帷子なりとて、同じく帷子にて来しが有きと祖父が語れし、

或人、問屋前迄帷子を襲来りて、余人の袷着たるを見、直に立帰り、綿入に着替たりしを見たりし、是は老人などの、かく古き振をいひ聞ケたりしならん歟、

享保十七年壬子家記、五月五日御祭礼

桜大木七人寄合 花杉原にて切、色はすわうにていろどり、しべは赤紙よりかけ引通し、わり竹巻付

此割壺人前百廿六文づつ

宝暦六年丙子五月十六日御祭礼

御山当年新に揃 文六・藤三郎・源助・弥兵衛

大八車に仕 大工作右衛門へ渡し

一貳貫八百文 材木代

一貳分四百文 作料

一八百廿貳文 扶持米代

一 大八車

祢り道成寺、つりかねに女

七人寄合 壺人前壺分百文宛

享保十六年辛亥五月朔日、今日 御祭礼祢り仕度取懸り、柳町治助殿・土橋又七殿・治兵衛殿・九左衛門殿・九郎左衛門殿・孫助殿・吉左衛門殿・手前べ八人、出しは竹ぬき五郎、九郎左衛門殿所にて拵、着物は繻珍じゆの夜着、柳町治助殿が借、木太刀、同所いせやが借、

後わり合百七拾式文宛

我ら幼年の頃、御俵約厳なり、天明六年白川侯御執政の御令の俵にや、男子の服少も糸いらず麻羽折也、是はさも有べし、婦人綿服裏は花色絹、帯は飛八丈とて立絹横太折糸にて桐生より来り、全本八丈の太織紛也、壺巾半にて帯にすれば、仕上て金百疋にはたらず、是市中の富家より始め、下女迄おしなべたる様に覺ゆ、其後絹中形の帯はやり、金式百疋も懸りし、其後手織の絹帯は苦しからずなどいふより、桐生出来の八寸五ご紹搔切を切落し、手織の様に用ひしより、徐々京虎伯の帯壺つと式朱位なるが用ふる様になりしに、前々いへる目移しには、尤もつとも立派に覺し、夫より次第次第超過に至り、織物は勿論目に立天我絨びろうどなども見ゆる様なり、婦人の衣服、美濃棧留（割垂）「是は天明京都大火過美濃にて拵」位なりしが、結城とうつり、か比丹柳川とかはり、御召縮面（割垂）「小巾の嶋縮面也」とまでなりぬ、

我等十四、五の頃、稀に結城嶋ほしと言人有しかど、木綿嶋式分式朱、三分といふ物、いかで売べき杯いふことなりし、其内出物にて式反買しが、三分斗と覺しを、江戸帰の足輕衆が買たりとて徐々売初し内、足利にて紛が出来、式分前後になれば、今は猫も杓子も着る様になりぬ、我等廿四時（とき）京へ登るに、彼美服の場所手織木綿も似付しからずとて、始て仕立たりし、追々に柳川のすきや綿縮杯、縮面と見ゆる物が出来、はては御召縮面となり、珍しからぬ物となりきたり、此後いかに成行らん、

其頃とても、結納又は娘の支度などは、夫々御俵約に叶はぬ物拵置しなり、

普通の結納は、(別巻) 単郡仲緞子「(別巻) 壹尺六守巾」其後「(別巻) 壹尺七分」壹尺八寸と広くなり、糸錦とて金入織より追々押移り、今のごとくなりたり、其時分、安物の納結(ママ) 単郡「(別巻) 桐生出来」式分位、紺縮面花色絹裏(ママ) 卅四、五匁、萌黄紋縮面五拾四、五匁、絹萌黄小紋むく卅匁前後、白無垢壹分式朱位いづれも雛立(ママ) にして、可成丈安直をよしとし、腰帶浅黄小巾縮面式朱位、凡式兩位に済し様也、古着屋には仕込物式百も三百も拵置て有し、

新小路昆沙堂に祐玄と言俗入、(ママ) 一向宗の服にて在しが、大坂者にて淨留裡を語りし、夫が常々の話に、幼年の頃紗綾(ママ) の帯はいとよき物と覺、結し時は自慢心なりき、其外何事も天地懸隔の違ひなりしといへり、大坂にして紗綾の帯、今のふりと併考ふべし、此者八十余歳にて、文化の末死したりし、

海野町に住居せし奈良屋吉右衛門「(別巻) 柳沢氏に幼年(ママ) 勤めをりて店を出」御所村の人也「(別巻) 安永八年の生れにして、嘉永四年辛亥年七十三歳没、今の半蔵養父」それが話に、七、八歳の頃手習に行居しに、鐘の聞ゆるをそれ七ツよと文庫机押片付、先立し童より立出て見れば、煙立昇て火事の早鐘なりし、夫見んとて年立し童、橋場より車坂を見当に走り行しに、われは元行かねてなかばより歸りたりし、後に聞ば、弁天前の長屋焼たりとぞ、「(別巻) 此火天明六丙午二月廿二日なり」其かけりゆくに、今の様に畑石積杯はあらで、ひた河原なれば、何の障もなかりしに、今は桑の行るるままに、錐を立てき空地もなくなりぬ、其頃は松本より上州に通ふ牛に草をはますとて放ち置しが、川辺はみながら、堀まで通りぬけし事も常なりしとぞ、

又今の鴨池といへる端に榎木の古木近頃迄も見えし、いまは枯きや見えず、其処社戌「(別巻) 寛保戌」年の満水迄、我らが家ところなりし、と祖父なりし人折々語られきといへき、

同じ御所村人忠吉は、「(別巻) 宝曆七年の生にて、天保五年七十八歳にて没」壮なりし頃はいと猛き男なりしが、晩年高野山にて法体(ママ) し、海心といひて仏道に歸し、弘法大師を信じ、四国辺路の後、思ひ起して小縣郡に新に四国の霊場を移し、広く勧進して大師像八十八体を処々に安置す、其話に、今は我村などに麦喰家いと稀にて、

召仕有家などは、もとのふりを捨てず、かたばかり麦を加へて喰へど、昔のことをしらば、いかでかさは有べき、我ハッ斗の頃、家に牛を飼置しが、長池近きわたり有し畑に麦を蒔置て、父の此牛曳とありしかば、あまた度（たひかよ）通しが、夕方今日はいとつかれたれば、帰て赤角豆めしせよ、と母に伝ふべしといわれたる、いか斗嬉しかりしか、夫も割麦にあづき加たる斗の飯なり、さるを今我あたり貧しきひと、麦は喰ぬ事の様になりたりといへり、

法名 弘誓海心大徳 （割書） 天保五年十二月六日

祐玄といひし道心者、新小路毘沙門堂に住し、八十余歳にて文化の末没したりとおぼゆ （割書）「年序追て記すべし」、生国大坂にて炭問屋の子なりとが、壮年江戸に下り、芝口三町目に家主して居たりしに、其所の名主没して其後見となり、利口にありけるに仕損ひ、法体し一向宗となれり、小料理もでき、浄瑠璃を能かたりしかば、家中・町とも手広になりたり、終に此地の土となりき、大坂にても紗綾の帯をしめては、児心にもほこりがなりしと折々かたりき、其外昔今のことかたりしが、今は皆わすれたり、おぼえ出たらんば又もかくべし、

宝永五乙亥年家記、五月十二日御本の絹嶋被仰付候、手前へも八月壹反九月壹反、（割書） 貳反十二月六日、今日御本嶋全出申候、貳反上ヶ金壹両貳分出、

按、今の金位によりて考見れば、壹反壹両貳分貳朱にも当ると可申歟、但し糸目多分入たるなるべし、享保十二丁未年五月条、加賀笠五、六十文（割書） 貳文、地笠も二月頃百文に五ッ半六ッ仕候が、ハッ位仕候、按、笠町と言もあり、笠屋敷杯も有れば、ここにて笠の出来しなることさだかなり、いつ頃より出来ずなりけん、

同十七壬子条に

海野町・横町・かぢ町・原町・木町・柳町・紺屋・田町

本家数三百六拾五軒

惣人数男女僧尼道心合 式千七百四拾九人

右安政の当今と合せ見るべし、

宝曆四甲戌六月廿八日、此度秋葉宮大星裏山に立申度、講中相願御聞濟、春中^カ普請、廿七日鳥居建、仮宮建、同晩遷宮有之、今日祭に付遊山多、本社九月中立候筈、今朝両町問屋年寄揃参、

九月十二日御遷宮御祭

此時地ならし有し時、社家能登被申候は、大略にいたし被置候様、自然不淨の物を掘出候はば社地不相成と被申由、

宝曆五乙亥六月四日、大法師裏秋葉様道繩^題はりいたす、能登殿・助右衛門殿・手前三人立合、手前畑堺入込有之、鳥居より繩張一文字に道付申候、

一老人のいへる、昔は人の没しても墓石をも造らず、盆前に浅間山の焼石にて少き五輪を拵、あまたかますに入て売に來しを、今年は新き仏もあればとて撰び取重ね、是買て印に建たりと聞伝へたりと、年曆はいつばかりのことならん、いまも折々圃中又は家居のはしなどより掘出たるに、上の説に府合すとおぼゆるものあり、赤き紙六字名号⁴⁹あまたを、真鍮紛とかいふ物にてとめたる物を見しに、祖父が片山里などに新亡ありし所にてはり置、暫位牌にかひし物なりといはれき、

年のくれの市のことを親父のいはれしを聞に、横丁^{割草}「境町とも」は、通り抜ることかなはず、原に向ひて人込の中に立居れば、行とはなしにいつか出ぬくる、又海野町に行も亦しかり、幼稚の頃、さしたりしといはれき、予が幼なかりし時も、前の如くにはあらざりしが、心のままに歩行事ならざりし様とおぼえき、近頃は、さばか

りの事さらになし、

祖父のいはれし、七月十四日大手先の朝市に、若き者甚吉（別巻）「錢財布の事」かたけ行につきて、幼年の頃行し、ここにて盆棚の用はたりし、いと賑（か）なりし、予が幼時、今は此市絶たりやといはれし、其頃も有かなきかという様に覚ゆ、さるを安政の始ころか復古し、宵より朝かけていと賑しくなりぬときけど、予はいまだ見ず、暮の市に、足輕衆の妻など、花（お）たびとて茜木綿、黄・黒などの小足袋に、白糸に模様さし縫たるを、綿帽子かぶりて売に出しと老人いはれき、近頃迄此物を見たりしが、今は見えぬ様なり、

松本に出来し半弓・羽子板を、市中の小供戸板に并べて、半弓・羽子板まけてやるぞや、といひて売し、文化文政頃迄（ママ）も売し様なり、今は見ることさへなし、其状半弓といへる長三尺斗巾壺寸斗、只のわり竹を少し削り、胡粉・墨・蘇芳などの色取したり、弓とも見えぬ物なりき、羽子板は大小ありし  凡如此形にて、表は摺込にて内裏雛の様にさし向ひ居たりと覚ゆ、裏は小紋形にて地紋のうちに大黒天ありしかとおもひし、

今は破魔弓美を尽し、江戸羽子板とか、京羽子板とかいふ物になりて、桐板或は采色、あるは押絵等、麗をかざることとなれり、

小諸の繁花になりしことは、予がおもふに、見る度にいや増とおぼゆ、親父の若かりし程は、商人も市日の外は見せをべて居、其日はここよりも布簾持行かけて商したりしと、

浦野市も布簾持行商したり聞、是は祖父の譚（はなし）なり、

横町に市郎という男、算術にたけて能有男なり、業は祭礼ねり物・雛など拵し、其かたらく、我ら若き時、友だち髪月代ゆひにして髪結を雇はず、又下横町大方ねだなし、雪隠に戸の有しは、鶴田登仙といふ人の宅跡のみなりし、

山神講といふを結て、いづれも柴伐に行し故なり、その講帳などいといと拙き物なり、其箱の上に灯挑(ママ)あり、是は其頃此物なき家がちなれば、死没の時、講仲間為知ルに行料なりと、吸物椀も添てあり、尤麁なる物なるが、講外なるもこれなき人は、御講の椀借し給へとて仕し程の事なりしとぞ、其椀に、豆腐何々酒菜は何とか定り有、酒も何盃に限りて度を過さぬ定有りときけり、

近き年、七十余にて没したれば、此若き時といへる寛政の中、又は末年ならん歟、

(完)

註

- 1 囁言（ささめごと）
- 2 奢侈（しゃし）
- 3 恣肆（しし）
- 4 昇平（しょうへい）
- 5 旌旗（せいき）
- 6 雲帶（うんたい）
- 7 成澤寛経
- 8 花押（かおう）
- 9 天正十一年
- 10 つばらに
- 11 元和九年
- 12 無稽（むげい）
- 13 下直（げじき）
- 14 間中与左衛門
- 15 はばき
- 16 当御上

私語。声をひそめて話すこと。

身分不相応な暮らしをすること。ぜいたく。

ほしいまま。わがまま。

国運が盛んで、世の中が平らかに治まっていること。

はた。のぼり。

成澤寛致。雲帯は上田原町の呉服問屋萬屋七郎左衛門（通称）の俳名。

『百合ささめごと』の著者。寛政九年生れ、慶応四年没。

書判。草書体よりさらに判読できない程度に凶案化した署名。

西暦一五八三年。

くわしく。

西暦一六二三年。

獅子踊の手を付けた片岡助兵衛が慶安元年（一六四八）没であることから、獅子踊りが始まった年を永禄天正とすることは根拠の無いことである、ということ。

値段が安いこと。

三十俵三人扶持。仙石政明分限帳にあり。

脛巾あるいは行纏と書く。後の脚半に当る。「黒行纏」は「くろはばき」と訓ずるか。

「会所黒行纏小頭大森平助」あり。

ここでは、この時代の上田藩主松平家のこと。

- 17 在明（ありあけ）
有明行灯（ありあけあんどん）のこと。夜の明け方までともしておく行灯。
- 18 云々（うんぬん）
：ということである。
- 19 乗懸馬（のりかけうま）
道中馬の両側に明荷（あけに）二個を渡して、その上に蒲団を敷いて人が乗ること。
- 20 被（かづき）
布を頭からかぶって顔を隠すこと。
- 21 しごき（扱き）
通常は女性がおはしよりの着物を対丈に着るために用いる扱帯のことを指すが、ここでは扱元結（しごきもとゆい）のことと考えられる。
- 22 つむり
頭。頭髮。
- 23 袖合羽（そでがっぱ）
防寒・防雨用の合羽の一種。着物仕立てに作ったもの。本来「合羽」には袖がなく、坊主合羽・丸合羽といい、それに対して袖があるものを「袖合羽」と称した。
- 24 節振舞（せちぶるまい）
季節のかわりめの祝日の馳走。二十四節氣の他にも生活の必要上から各種の雑節が用いられた。
- 25 事そぐ（ことそぐ）
物事をはぶいて、簡略にする。
- 26 七時（ななつどき）
定時法では、今の四時に当る。
- 27 伽羅の油（きやらのあぶら）
髪付け油の一種。胡麻油に生臘（きろう）丁子（ちようじ）を加えて練ったもの。
- 28 上野砥の簞（こうずけとのかご）
上野（上州）産の砥石が入ってきた簞を利用し髪結の道具を入れ持ち歩いた。
- 29 月代（さかやき）
近世、露頭が日常の風になった成人男子が、額から頭上にかけて髪を剃ること。またその部分の称。
- 30 つづれ（綴）
破れた部分を縫い合わせた衣服。ぼろの着物。
- 31 おさおさ
（あとに打ち消しまたは否定的な意味の表現を伴って用いた場合）ほとんど。ろくに。

32 柘榴口（ざくろぐち）

江戸時代の銭湯の、洗い場から浴槽への出入り口。湯の冷めるのを防ぐため、浴槽の前に下部を開けた板戸が下がっていて、そこからしゃがみ込んで出入りしたところ。

33 笠鉾（かさほこ）

祭礼や祝賀で、大きな傘の上に、ほこ、なぎなた、造花などを取り付けた飾り。

34 御山（おやま）

原町が所有していたお山の天王山車のこと。祇園祭に曳き回された。

35 青龍・白虎（せいりょう・びゃっこ）

青龍は東方の守護神。白虎は西方の守護神。

36 朱雀・玄武（しゅじゃく・げんぶ）

朱雀は南方の守護神、鳥の形をする。玄武は北方の守護神、亀と蛇を一つにした形といわれる。

37 をだ巻

苧環（おだまき）のこと。糸によった麻を、中を空虚にし、丸く巻き付けたもの。

38 公時（きんとき）

源頼朝の四天王の一人坂田金時のこと。

39 茶瓶（ちゃびん）

物見遊山の時、茶道具一式や弁当などを入れて持ち運んだ具。

40 割羽折（わりばおり）

打裂羽織（ぶつさきばおり）に同じ。背縫いの下半分を縫い合わさないで裂けたようにしておくもの。

41 帷子（かたびら）

夏に着る単衣の着物。

42 繻珍（しゅちん）

繻子（しゅす）地に絵緯（えぬき）で紋様を浮き織りした布地。

43 郡仲（ぐんちゅう）

縦糸に生糸、横糸に木綿糸を用いて厚く光沢のある織布にし、これに文様を織り出した緞子（どんす）。多く帯地にする。

44 雛立（ひなだち）

雛哉。一つ身。並幅の布一枚を身頃にした背縫のない短い着物。

45 一向宗（いっこうしゅう）

一向に阿弥陀仏を念ずることを宗旨とするところから、他宗よりつけられた真宗の別称。

- 46 紗綾（さあい・さあや） 平地に四枚綾で、卍、稻妻、菱垣などの模様を浮き織りにした絹織物。
- 47 法体（ほつたい） 僧形となること。剃髪すること。
- 48 赤角豆（ささげ） 一般には大角豆と書くが、ここでは御飯に入れる赤いささげ豆なので、赤角豆と書いたと思われる。
- 49 六字名号（ろくじみようごう） 南無阿弥陀仏の六字の法名。
- 50 花たび（はなたび） 模様の付いた子供用の足袋。

執筆者・解読者紹介

古文書学習会「山なみ」

講師 尾崎 行也

会長 宮島かつ子

岩下 幸枝

工藤 強

小山 和宏

小山ますみ

神津 定代

関 弘子

茅野 恵子

成澤みつ子

藤巻喜美子

松山志津江

柳沢久米子

柳沢 操

柳沢 淑子

成澤寛経^{ひろつね}『百合ささめごと』の世界

発行日 平成十四年三月一日

編集 古文書学習会「山なみ」・上田市立図書館
発行 上田市立図書館

上田市材木町一―二―四七

電話 〇二六七―二二―〇八八〇

<http://www.city.ueda.nagano.jp/toshokan/>

印刷 三光印刷有限公司

28	26	23	20	15	9	9	7	7	3	1	ページ
				上	下	上	下	上	下		上段・下段・図
12	19	2	10	1	22	10	7～8	10	17	11	行
単屋徳兵衛●	みご● 躰●	屋敷●	両村獅子踊	奏● 喰	浪人●●●●●●●● の評価が高い	七九冊●	金五〇足●	水戸藩士●	「山なみ」	「上田市誌」●●	誤
単屋得兵衛○	みご (割書)○ 「藁身」○	屋鋪○	両村の獅子踊○	麦○ 喰	開港○ 当○時○の○世○相○が○う○か○が○え○る○。	六九冊○	金五〇疋○	水戸藩主○	古○文○書○学○習○会○「山なみ」	『上田市誌』○	正

奥付	32	32	32	31	31	30	30	30	30	ページ
電話										上段・下段・図
	16	13	10	11	1	19	3	2	2	行
〇二六七―二二―〇八八〇●	出来ずなり●	金老両式分出●	土となりき	見当に●	「老尺六守巾」其後「老尺七分」●	御俟約●	吉左衛門殿●	治兵衛殿●	今日 御祭礼	誤
〇二六八―二二―〇八八〇○	出来すなり○	金老両式分当○	土となりき○	目当に○	「老尺六寸巾」其後「老尺七寸」○	御俟制○	吉左衛門殿○	次兵衛殿○	今日方御祭礼○	正

					9	ページ
					上	上段・下段・図
					13	行
『上田市誌』人物編より加筆	14 海防彙議（二五冊）	13 皇図威談	12 小百合の杣	11 高野山蓮華定院古文書写	10 百合ささめごと 「図書館」の次へ左を追加する。	追加